

2020年12月25日

お客さま各位

株式会社いちたかガスワン

平素よりエネワンでんきをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび家庭用の従量電灯Bメニューの改訂および、それに伴う電気供給約款の改訂を行うことといたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

【料金メニューの改訂】

- | | |
|----------|--|
| 1. 改訂対象 | 従量電灯Bプラン（当資料内 新旧料金表の示す通り） |
| 2. 改定日 | 2021年1月1日 |
| 3. 適用開始日 | 2021年2月の定例検針日の料金計算から適用
（2021年1月の検針日以降のご利用分より） |

【電気供給約款の改訂】

- | | |
|---------|--|
| 1. 改定日 | 2021年1月1日 |
| 2. 改訂内容 | 当資料内 新旧対照表のとおり
・料金メニューの改訂にかかる事項
・ガスワン<都市ガス>セットプランに関する事項
・一般送配電事業者の分社化に関する事項
・誤字の修正 |

以上

区分	単位	変更前	変更後	影響額	
基本料金 エネワンスタンダード（20A以上） エネワンLプラン エネワンLLプラン	10A・1契約	320.53	320.40	-0.13	
	15A・1契約	480.74	480.60	-0.14	
	20A・1契約	641.06	640.80	-0.26	
	30A・1契約	961.59	961.20	-0.39	
	40A・1契約	1,282.12	1,281.60	-0.52	
	50A・1契約	1,602.63	1,602.00	-0.63	
	60A・1契約	1,923.16	1,922.40	-0.76	
	基本料金 いちたかゴールド（20A以上）	20A・1契約	641.06	634.00	-7.06
		30A・1契約	951.29	951.00	-0.29
		40A・1契約	1,268.47	1,268.00	-0.47
		50A・1契約	1,585.53	1,585.00	-0.53
	基本料金 いちたかプラチナ（20A以上）	60A・1契約	1,902.69	1,902.00	-0.69
		20A・1契約	641.06	627.20	-13.86
		30A・1契約	941.12	940.80	-0.32
40A・1契約		1,254.81	1,254.40	-0.41	
電力量料金 エネワンスタンダード（20A）	50A・1契約	1,568.52	1,568.00	-0.52	
	60A・1契約	1,882.22	1,881.60	-0.62	
	電力量料金 いちたかゴールド（20A）	最初の120kWhまで	23.86	23.25	-0.61
		121kWh～280kWh	30.12	29.35	-0.77
		280kWhを超える分	33.81	32.96	-0.85
	電力量料金 いちたかプラチナ（20A）	最初の120kWhまで	23.73	23.01	-0.72
		121kWh～280kWh	29.96	29.04	-0.92
		280kWhを超える分	33.64	32.62	-1.02
	電力量料金 エネワンスタンダード（30A以上）	最初の120kWhまで	23.61	22.77	-0.84
121kWh～280kWh		29.81	28.74	-1.07	
280kWhを超える分		33.47	32.28	-1.19	
電力量料金 いちたかゴールド（30A以上）		最初の120kWhまで	22.53	22.53	
		121kWh～280kWh	28.45	28.44	-0.01
		280kWhを超える分	31.94	31.94	
電力量料金 いちたかプラチナ（30A以上）		最初の120kWhまで	22.30	22.29	-0.01
		121kWh～280kWh	28.14	28.14	
		280kWhを超える分	31.60	31.60	
電力量料金 エネワンLプラン		最初の120kWhまで	22.06	22.05	-0.01
		121kWh～280kWh	27.84	27.83	-0.01
		280kWhを超える分	31.27	31.26	-0.01
電力量料金 エネワンLLプラン	最初の120kWhまで	25.47	23.97	-1.50	
	121kWh～280kWh	26.48	26.31	-0.17	
	280kWhを超える分	29.54	29.54		
電力量料金 エネワンLLプラン	最初の120kWhまで	27.50	27.50		
	121kWh～280kWh	27.50	27.50		
	280kWhを超える分	25.47	25.47		

【資料】新料金表（2021年改訂）

（単位：円）

区分	単位	単価
基本料金 Lプランゴールド	10A・1契約	317.00
	15A・1契約	475.50
	20A・1契約	634.00
	30A・1契約	951.00
	40A・1契約	1,268.00
	50A・1契約	1,585.00
	60A・1契約	1,902.00
基本料金 Lプランプラチナ	10A・1契約	313.60
	15A・1契約	470.40
	20A・1契約	627.20
	30A・1契約	940.80
	40A・1契約	1,254.40
	50A・1契約	1,568.00
	60A・1契約	1,881.60
基本料金 LLプランゴールド	10A・1契約	317.00
	15A・1契約	475.50
	20A・1契約	634.00
	30A・1契約	951.00
	40A・1契約	1,268.00
	50A・1契約	1,585.00
	60A・1契約	1,902.00
基本料金 LLプランプラチナ	10A・1契約	313.60
	15A・1契約	470.40
	20A・1契約	627.20
	30A・1契約	940.80
	40A・1契約	1,254.40
	50A・1契約	1,568.00
	60A・1契約	1,881.60
電力量料金 Lプランゴールド	最初の120kWhまで	23.97
	121kWh～280kWh	25.81
	280kWhを超える分	29.54
電力量料金 Lプランプラチナ	最初の120kWhまで	23.97
	121kWh～280kWh	25.31
	280kWhを超える分	29.54
電力量料金 LLプランゴールド	最初の120kWhまで	27.50
	121kWh～280kWh	27.00
	280kWhを超える分	25.47
電力量料金 LLプランゴールド	最初の120kWhまで	27.50
	121kWh～280kWh	26.50
	280kWhを超える分	25.47

【資料】電気供給約款 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>3 定義 (14)一般送配電事業者 北海道電力株式会社（事業の全部の譲渡，合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて，電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。</p>	<p>3 定義 (14)一般送配電事業者 <u>電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者</u>をいいます。</p>
<p>13 契約種別 ・契約種別は，次のとおりとし，15（従量電灯）(1)から(7)に定める契約種別メニューおよび16（低圧電力）の各適用範囲に該当するお客さまに適用いたします。</p> <p>契約種別メニュー エネワンLプラン エネワンLLプラン エネワンスタンダード いちたかゴールド いちたかプラチナ</p>	<p>13 契約種別 ・契約種別は，次のとおりとし，15（従量電灯）(1)から(11)に定める契約種別メニューおよび16（低圧電力）の各適用範囲に該当するお客さまに適用いたします。</p> <p>契約種別メニュー エネワンLプラン エネワンLLプラン エネワンスタンダード <u>Lプランゴールド</u> <u>Lプランプラチナ</u> <u>LLプランゴールド</u> <u>LLプランプラチナ</u> いちたかゴールド いちたかプラチナ</p>
<p>14 契約種別の変更 お客さまに適用される電灯需要の契約種別メニューは，次のいずれかに該当する場合，15（従量電灯）(1)から(7)に定める契約種別メニューの各適用範囲にかかわらず，15（従量電灯）(1)から(7)に定める契約種別メニューの各適用範囲に従って変更されるものといたします。この場合，契約種別メニューは，次のいずれかに該当した日以降最初の検針日に変更されるものといたします。また，40（供給契約の変更）の規定にかかわらず，お客さまが契約種別の変更の申出を行い，お客さまと協議のうえ当社が承諾した場合には，15（従量電灯）(1)から(7)に定める契約種別メニューの各適用範囲に対応する契約種別メニューに変更できるものといたします。この場合，契約種別メニューは，当社が定める変更日をもって変更されるものとします。</p> <p>(1)15（従量電灯）(1)から(7)に定める契約種別メニューの各適用範囲の要件を満たさなくなった場合 (2)電気¹の供給契約の申込みと同時または電気²の供給開始日以降にLP³ガスの供給契約の申込みを行ったにもかかわらず，お客さまの責めとなる理由により，申込日から3</p>	<p>14 契約種別の変更 お客さまに適用される電灯需要の契約種別メニューは，次のいずれかに該当する場合，15(従量電灯)(1)から(11)に定める契約種別メニューの各適用範囲にかかわらず，15（従量電灯）(1)から(11)に定める契約種別メニューの各適用範囲に従って変更されるものといたします。この場合，契約種別メニューは，次のいずれかに該当した日以降最初の検針日に変更されるものといたします。また，40（供給契約の変更）の規定にかかわ¹らず，お客さまが契約種別の変更の申出を行い，お客さまと協議のうえ当社が承諾した場合には，15（従量電灯）(1)から(11)に定める契約種別メニューの各適用範囲に対応する契約種別メニューに変更できるものといたします。この場合，契約種別メニューは，当社が定める変更日をもって変更されるものとします。</p> <p>(1)15（従量電灯）(1)から(11)に定める契約種別メニューの各適用範囲の要件を満たさなくなった場合 (2)電気¹の供給契約の申込みと同時または電気²の供給開始日以降に³ガスの供給契約の申込みを行ったにもかかわらず，お客さまの責めとなる理由により，申込日から3</p>

現 行	改 正 後
<p>ら3ヶ月以内にLPガスの供給が開始されていない場合 (3)LPガスの供給契約が解除された場合 (6)電気の供給を開始して以降、LPガスの供給契約の申込みまたはホームタンク（200L型以上）もしくはドリッブメーターによる灯油の供給契約の申込みを行った場合</p>	<p>ヶ月以内に<u>ガス</u>の供給が開始されていない場合 (3) <u>ガス</u>の供給契約が解除された場合 (6)電気の供給を開始して以降、<u>ガス</u>の供給契約の申込みまたはホームタンク（200L型以上）もしくはドリッブメーターによる灯油の供給契約の申込みを行った場合</p>
	<p>15 従量電灯 <u>(4) Lプランゴールド</u> <u>イ 適用範囲</u> <u>お客さまが、次の全ての条件を満たす場合に適用いたします。</u> <u>(イ) 次の①、②のいずれかの場合に該当すること。</u> <u>①需要場所において、(i)当社とのガスの供給契約を締結のうえ、ガスをメーター販売により供給させていただいている場合、または(ii)電気の供給契約の申込みと同時にもしくは電気の供給開始日以降にガスの供給契約の申込みを行った場合。ただし、ガスと電気の利用者は同一利用者または同一会計主体といたします。</u> <u>②需要場所において、(i)当社との灯油の供給契約を締結のうえ、ホームタンク（200L型以上）もしくはドリッブメーターにて灯油を直近6ヶ月以内に購入している場合、または(ii)電気の供給契約の申込みと同時にもしくは電気の供給開始日以降に灯油の供給契約の申込みを行った場合。ただし、灯油と電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。</u> <u>(ロ)使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。</u> <u>(ハ)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</u> <u>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。</u> <u>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u> 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、</p>

現 行	改 正 後
	<p><u>標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。</u></p> <p><u>ハ 契約電流</u></p> <p><u>(イ)契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。</u></p> <p><u>(ロ)電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行われないことがあります。</u></p> <p><u>ニ 料金</u></p> <p><u>料金は、別途料金表に定めるところによる基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</u></p> <p><u>ホ その他</u></p> <p><u>電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、35（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u></p> <p><u>(5) L プランプラチナ</u></p> <p><u>イ 適用範囲</u></p> <p><u>お客さまが、次の全ての条件を満たす場合に適用いたします。</u></p> <p><u>(イ)次の①、②のいずれかの場合に該当すること。</u></p> <p><u>①需要場所において、(i)当社とのガスの供給契約および灯油の供給契約を締結のうえ、ガスをメーター販売により供給させていただいている場合、(ii)電気の供給契約の申込みと同時にしくは電気の供給開始日以降にガスの供給契約の申込みをされ、かつ、ホームタンク（200L 型</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>以上) もしくはドリップメーターにて灯油を直近 6 ヶ月以内に購入している場合、または(iii) 電気の供給契約の申込みと同時もしくは電気の供給開始日以降にガスの供給契約の申込みおよび灯油の供給契約の申込みを行った場合。ただし、ガスおよび灯油と電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。</p> <p>②需要場所において、(i) 当社とのガスの供給契約を締結のうえ、ガスをメーター販売により供給させていただいており、かつ、高効率ガス給湯器エコジョーズを暖房・給湯でご利用いただいている場合、または(ii) 電気の供給契約の申込みと同時もしくは電気の供給開始日以降にガスの供給契約の申込みを行い、かつ高効率ガス給湯器エコジョーズを暖房・給湯でご利用いただいている場合。ただし、ガスと電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。</p> <p>(ロ) 使用する最大電流 (交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。) が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。</p> <p>(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ) に該当し、かつ、(ハ) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなる場合があります。</p> <p>ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契</p>

現 行	改 正 後
	<p><u>約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行われないことがあります。</u></p> <p><u>ニ 料金</u></p> <p><u>料金は、別途料金表に定めるところによる基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</u></p> <p><u>ホ その他</u></p> <p><u>電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、35（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u></p> <p><u>(6) LL プランゴールド</u></p> <p><u>イ 適用範囲</u></p> <p><u>お客さまが、次の全ての条件を満たす場合に適用いたします。</u></p> <p><u>(イ) 次の①、②のいずれかの場合に該当すること。</u></p> <p><u>①需要場所において、(i)当社とのガスの供給契約を締結のうえ、ガスをメーター販売により供給させていただいている場合、または(ii)電気の供給契約の申込みと同時もしくは電気の供給開始日以降にガスの供給契約の申込みを行った場合。ただし、ガスと電気の利用者は同一利用者または同一会計主体といたします。</u></p> <p><u>②需要場所において、(i)当社との灯油の供給契約を締結のうえ、ホームタンク（200L 型以上）もしくはドリップメーターにて灯油を直近 6 ヶ月以内に購入している場合、または(ii)電気の供給契約の申込みと同時もしくは電気の供給開始日以降に灯油の供給契約の申込みを行った場合。ただし、灯油と電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。</u></p> <p><u>(ロ)使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 10 アンペア以上であ</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>り、かつ 60 アンペア以下であること。</p> <p><u>(ハ)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</u></p> <p><u>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。</u></p> <p><u>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p><u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。</u></p> <p><u>ハ 契約電流</u></p> <p><u>(イ)契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。</u></p> <p><u>(ロ)電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行われないことがあります。</u></p> <p><u>ニ 料金</u></p> <p><u>料金は、別途料金表に定めるところによる基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えた</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>ものいたします。なお、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額いたします。</u></p> <p><u>ホ その他</u> <u>電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、35（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u></p> <p><u>(7) LLプランプラチナ</u> <u>イ 適用範囲</u> <u>お客さまが、次の全ての条件を満たす場合に適用いたします。</u> <u>(イ) 次の①、②のいずれかの場合に該当すること。</u> <u>① 需要場所において、(i) 当社とのガスの供給契約および灯油の供給契約を締結のうえ、ガスをメーター販売により供給させていただいている場合、(ii) 電気の供給契約の申込みと同時もしくは電気の供給開始日以降にガスの供給契約の申込みをされ、かつ、ホームタンク（200L型以上）もしくはドリップメーターにて灯油を直近6ヶ月以内に購入している場合、または(iii) 電気の供給契約の申込みと同時もしくは電気の供給開始日以降にガスの供給契約の申込みおよび灯油の供給契約の申込みを行った場合。ただし、ガスおよび灯油と電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。</u> <u>② 需要場所において、(i) 当社とのガスの供給契約を締結のうえ、ガスをメーター販売により供給させていただいており、かつ、高効率ガス給湯器エコジョーズを暖房・給湯でご利用いただいている場合、または(ii) 電気の供給契約の申込みと同時もしくは電気の供給開始日以降にガスの供給契約の申込みを行い、かつ高効率ガス給湯器エコジョーズを暖房・給湯でご利用いただいている場合。ただし、ガスと電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。</u> <u>(ロ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。</u> <u>(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</u> <u>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(4) いちたかゴールド イ 適用範囲</p>	<p><u>の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。</u></p> <p><u>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u> 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなる場合があります。</p> <p><u>ハ 契約電流</u> (イ)契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。 (ロ)電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行われないことがあります。</p> <p><u>ニ 料金</u> 料金は、別途料金表に定めるところによる基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</p> <p><u>ホ その他</u> 電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、35（違約金）に定める違約金を申し受けます。</p> <p>(8) いちたかゴールド イ 適用範囲</p>

現 行	改 正 後
<p>お客さまが、次の全ての条件を満たす場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 次の①、②のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>①需要場所において、(i)当社とのLPガスの供給契約を締結のうえ、LPガスをメーター販売により供給させていただいている場合、または(ii)電気の供給契約の申込みと同時にもしくは電気の供給開始日以降にLPガスの供給契約の申込みを行った場合。ただし、LPガスと電気の利用者は同一利用者または同一会計主体といたします。</p> <p>(5) いちたかプラチナイ 適用範囲</p> <p>お客さまが、次の全ての条件を満たす場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 次の①、②のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>①需要場所において、(i)当社とのLPガスの供給契約および灯油の供給契約を締結のうえ、LPガスをメーター販売により供給させていただいている場合、(ii)電気の供給契約の申込みと同時にもしくは電気の供給開始日以降にLPガスの供給契約の申込みをされ、かつ、ホームタンク(200L型以上)もしくはドリップメーターにて灯油を直近6ヶ月以内に購入している場合、または(iii)電気の供給契約の申込みと同時にもしくは電気の供給開始日以降にLPガスの供給契約の申込みおよび灯油の供給契約の申込みを行った場合。ただし、LPガスおよび灯油と電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。</p> <p>②需要場所において、(i)当社とのLPガスの供給契約を締結のうえ、LPガスをメーター販売により供給させていただいております、かつ、高効率ガス給湯器エコジョーズを暖房・給湯でご利用いただいている場合、または(ii)電気の供給契約の申込みと同時にもしくは電気の供給開始日以降にLPガスの供給契約の申込みを行い、かつ高効率ガス給湯器エコジョーズを暖房・給湯でご利用いただいている場合。ただし、LPガスと電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。</p> <p>(6) エネワンCプラン</p> <p>(7) その他のプラン</p> <p>15(従量電灯)(1)から(6)での適用条件によらない契約、またはお客さまが希望され、かつ当社が認めた場合においては、お客さまと当社との間で協議によりその他のプランを個別に設定する場合があります。</p>	<p>お客さまが、次の全ての条件を満たす場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 次の①、②のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>①需要場所において、(i)当社との<u>ガス</u>の供給契約を締結のうえ、<u>ガス</u>をメーター販売により供給させていただいている場合、または(ii)電気の供給契約の申込みと同時にもしくは電気の供給開始日以降に<u>ガス</u>の供給契約の申込みを行った場合。ただし、<u>ガス</u>と電気の利用者は同一利用者または同一会計主体といたします。</p> <p>(9) いちたかプラチナイ 適用範囲</p> <p>お客さまが、次の全ての条件を満たす場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 次の①、②のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>①需要場所において、(i)当社との<u>ガス</u>の供給契約および灯油の供給契約を締結のうえ、<u>ガス</u>をメーター販売により供給させていただいている場合、(ii)電気の供給契約の申込みと同時にもしくは電気の供給開始日以降に<u>ガス</u>の供給契約の申込みをされ、かつ、ホームタンク(200L型以上)もしくはドリップメーターにて灯油を直近6ヶ月以内に購入している場合、または(iii)電気の供給契約の申込みと同時にもしくは電気の供給開始日以降に<u>ガス</u>の供給契約の申込みおよび灯油の供給契約の申込みを行った場合。ただし、<u>ガス</u>および灯油と電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。</p> <p>②需要場所において、(i)当社との<u>ガス</u>の供給契約を締結のうえ、<u>ガス</u>をメーター販売により供給させていただいております、かつ、高効率ガス給湯器エコジョーズを暖房・給湯でご利用いただいている場合、または(ii)電気の供給契約の申込みと同時にもしくは電気の供給開始日以降に<u>ガス</u>の供給契約の申込みを行い、かつ高効率ガス給湯器エコジョーズを暖房・給湯でご利用いただいている場合。ただし、<u>ガス</u>と電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。</p> <p>(10) エネワンCプラン</p> <p>(11) その他のプラン</p> <p>15(従量電灯)(1)から(10)での適用条件によらない契約、またはお客さまが希望され、かつ当社が認めた場合においては、お客さまと当社との間で協議によりその他のプランを個別に設定する場合があります。</p>

現 行	改 正 後
<p>附則</p> <p>1 この供給約款の適用開始期日</p> <p>この供給約款は、令和元年 10 月 1 日（以下「基準日」といいます。）より適用いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 この供給約款の適用開始期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和 3 年 1 月 1 日</u>（以下「基準日」といいます。）より適用いたします。</p>